

【報告事項】

平成 27 年度事業計画（本部・支部）

（平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日）

1. 平成 27 年度スローガン

「地域に・会員に求められる法人会」

2. 活動の基本方針

法人会の原点である「税」に関する活動に軸足を置きながら、組織・財政の再構築を図るために、会員増強に力を入れるとともに、地域の活性化にも配慮しつつ、諸施策に取り組むものとする

- * 税務行政への協力
- * 税制負担の合理化への提言
- * 地域社会貢献活動の実施
- * 会務運営の合理化
- * 地域及び会員企業への諸施策、諸事業の実施
- * 会員組織の強化

組織体制の再構築

- * 副会長と支部長の兼務解除（原則）
- * 正副会長会の活性化
- * 支部の事業の見直しと強化
- * 各委員会事業の見直しと強化
- * 全員参加による会員増強活動の推進

3. 主要事業計画

◎公益関係（公1）

（1）税に関する研修活動の充実

不特定多数の企業経営者、経理担当者を対象に、税をテーマとして税知識の習得・普及・啓発・納税意識の高揚を目的とした「新設法人説明会」、「改正税制説明会」、「事業承継税制」、「e-Tax、ダイレクト納付についての研修会」等の研修会を廿日市税務署の担当者、税理士、公認会計士、社会保険労務士等の専門知識を有する講師により実施する

- * 税務署長講演会
青年部会・女性部会主催で廿日市税務署講演会の実施
- * 改正税制説明会
廿日市税務署担当官により税制改正についての研修会の実施

＊新設法人説明会

新設法人経営者、事務担当者を対象とした税務研修会の実施

＊e-Tax 研修会

e-Tax 未実施法人に対する研修会の実施

＊年末調整説明会

管内各地区で年末調整についての研修会の実施

＊事業承継税制説明会

事業承継についての関連税制等の説明会の実施

(2) 税の啓発活動・租税教育活動

地域の発展と交流を目的としたイベントに参加し、法人会ブースに於いて税金クイズを実施し、税についての意識の向上を図る。

一般市民、次世代を担う児童、生徒に税を正しく理解してもらい、税が私たちの生活にどのように役立っているかを理解してもらうことを目的に「租税教室」、「税に関する絵はがきコンクール」を積極的に推進する。

なお、管内の協力団体との事業連携にも積極的に取り組むものとする。

＊地域のまつり等の会場内に於いて税金クイズを実施し、参加者の税に関する意識向上

＊管内小学校に於いて 6 年生を対象として当会会員が税金の大切さ等についての出前授業を実施する

＊児童、生徒を対象として、ハガキ大の用紙に税に関する事を題材とした絵はがき作品を募集し、優秀作品を表彰

＊地域での税の PR 活動の実施

(3) 税に関する広報の充実

広く一般に対し、税知識の普及と啓発を目的として、税情報をホームページ、広報誌等の媒体を利用して発信する。

＊法人会の実施事業の広報、税制改正に関する提言内容、税の広報等をホームページ、広報誌で発信

(4) 税制提言活動

公益財団法人全国法人会総連合に於いて、全国の中小企業の租税負担の軽減と合理・簡素化及び適正、公平な課税、税制・税務に関する提言を行うため、全国の各法人会会員が、税制に関する要望を取りまとめて税制改正の提言を決議し、法人会全国大会で採択後、国・県・市等に対し、要望活動を行う。

＊法人会全国大会

全国の企業経営者等が集い、税制、財政及び地域社会の健全な発展等、法人会の目的を達するための情報交換、並びに意見交換

*全国青年の集い

全国の青年経営者等が集い、税制、財政及び地域社会の健全な発展等、法人会の目的を達するための情報交換、並びに意見交換

*全国女性フォーラム

全国の女性経営者等が集い、税制、財政及び地域社会の健全な発展等、法人会の目的を達するための情報交換、並びに意見交換

◎公益関係（公2）

（5）地域経済・社会の活性化に資する事業

地域社会の健全な発展を目的として、地域企業や住民を対象として税制、地域経済、時事問題等をテーマとした講演会を開催する。

◎共益関係（他1）

（1）会員の交流に資するための事業

会員の輪を広げると共に、異業種交流の一環として、会員間の情報交換や親睦の為に、研修会・交流会を定期的実施する。

また、全法連が導入した統合プラットフォームを活用して会員企業間の情報を共有化し、会員メリットの創造に繋げる。

*新年賀詞交歓会

*総会実施後の会員交流会

*法人会ゴルフ大会

*公益社団法人大森法人会との姉妹提携

*支部企業交流会

*青年部会ゴルフ大会

*青年部会バスケットイベントへの協賛

*青年部会員家族イベント

*女性部会研修旅行

*女性部会テーブルマナー研修会

（2）会員の福利厚生に資する事業

会員企業の福利厚生制度の支援、企業保全を目的とした生命保険、損害保険の普及・推進の事業を実施する。

*経営者大型保障制度の普及推進（案内・周知）

当該制度は経営者や従業員の病気・事故による死亡・高度障害・入院等を国内外を問わず保障する公益財団法人全国法人会総連合の制度

*ビジネスガードの普及推進（案内・周知）

当該制度は、企業の様々なリスクをサポートする「ハイパー任意労災」、「個人情報漏洩対策プラン」からなる公益財団法人全国法人会総連合の制度

*がん保険制度の普及推進（案内・周知）

当該制度は「がん保険 Days」、「医療保険新EVER」、「WAYS」からなる公益財団法人全国法人会総連合の制度

*貸倒保証制度(取引信用保険)の普及推進（案内・周知）

当該制度は、会員企業の取引先の法的な倒産、もしくは、遅延の発生等により、売上債権が回収できなくなった場合、会員企業が被る損害の一定部分をカバーする公益財団法人全国法人会総連合の制度